

神奈川県放射線友の会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「神奈川県放射線友の会」・略称「神奈川放友会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を横浜市中区長者町4丁目9番地ストーク伊勢佐木1番館501号室、公益社団法人神奈川県放射線技師会事務所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と情報交換を図ると共に、社会に貢献することを目的とした活動を行う。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦の増進と情報交換（放談会の開催）
- (2) 神奈川県放射線技師会運営に対する支援（技師会との交流）
- (3) 社会に貢献する事業に寄与（会員の社会活動への支援）
- (4) Newsletter の発行
- (5) ホームページの運営

第2章 会員

(構成)

第5条 本会は、会の目的に賛同する者で、本会に会員登録した者で構成する。

(義務と権利)

第6条 会員は本会の目的を尊重し、事業への協力と参加を有すると共に、本会の運営に対する意見を述べる権利を有する。

(会費)

第7条 会費は年会費とし1,000円とする。

(入退会)

第8条 本会の入退会は、次に定める。

- (1) 本会に入会するときは、その旨を理事会に申し出る。
- (2) 本会を退会するときは、その旨を理事会に申し出る。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 若干名
- (2) 監事 1名又は2名
- (3) 相談役 若干名

(選出)

第10条 本会の理事・監事・相談役の選任は、「役員推薦委員会」を設置し、候補者を推薦、総会にて承認を得る。

2. 「役員推薦委員会」は、理事会が担う。
3. 会員が理事・監事に「立候補」した場合は、「役員推薦委員会」として推薦し

総会にて承認を得る。

4. 理事会において理事の互選により会長・副会長を選任する。

(職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2. 理事・監事・相談役は会の運営について協議又は意見具申する。

(任期)

第 12 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 会議

(総会)

第 13 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
3. 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
4. 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. やむを得ない理由のため書面表決による総会を開催することが出来る。
6. 前項の規定により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第 14 条 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会は、理事と監事で構成し、毎年 1 回以上招集する。
3. 相談役は、理事会に出席して意見具申することができる。

第 15 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

第 16 条 理事会の議決は、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の判断で決定する。

第 17 条 理事会の議長は、会長が務める。

第 18 条 理事会は、本会の会務が円滑に執行させるために次の事項を付議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第 19 条 総会、理事会を開催したときは、議事録を作成する。

第 5 章 事業および会計年度

(年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則改廃および解散

(会則の改廃)

第 21 条 会則の改廃は、理事会の 2 分の 1 以上の賛成を得て総会に提案し、総会において賛成を得なければならない。

(解散)

第 22 条 本会を解散するときは理事会で 2 分の 1 以上の賛成を得て総会に報告しなければならない。

付 則

1. この会則は、令和 5 年（2023 年）4 月 15 日から執行する。